

『古事記』における宇遲能和紀郎子について

金澤和美

一はじめに

宇遲能和紀郎子は、『古事記』において、応神天皇と、丸邇之比布礼能意富美の女、宮主矢河枝比売との御子として登場する。宇遲能和紀郎子は、応神天皇から、「天津日繼を知らせ」と命じられ、兄の大山守命の反逆を退けた後、同じく兄の大雀命との「皇位譲り合い」の後、「早く崩りましき」の記述をもつて大雀命が皇位に就くという記述が、『古事記』中巻の応神天皇の条に記されている。

この宇遲能和紀郎子におけるこれまでの研究では、『古事記』『日本書紀』のテキストにおける宇遲能和紀郎子の記述の問題よりも、その背景の歴史に重点を置き、氏族伝承（丸邇氏）の問題と共に、実際の歴史がどうであったか、それが『古事記』『日本書紀』の記述にどう反映されているか、そして、その中で宇遲能和紀郎子はどう造形されたか、などについて主に研究してきた。これらの問題については、早くに神田秀夫氏が、「天逝ならば、潤色されて自殺

といふことになるはずではなく、譲り合つたほど仲のよいものが一方が自殺するといふ必要もないはずで、これは夭折がそもそも無理であり、自殺も天逝の潤色ではなく、対立して年を越した太子が仁徳に攻め滅ぼされ自殺したと見るべきである。その背景をなすものは、奈良の春日の丸邇氏と、葛城の葛城氏との争ひであつたと思ふ。（中略）これは仁徳以下十代が仁徳の出現を合理化するために加へた伝説の変容であると見るほかない」と述べ（「仁徳グループと継体グルーピー」『古事記の構造』昭和三十四年／明治書院）、この説に多くの説が従つている。中でも、吉井巖氏は、大山守命が宇遲能和紀郎子に倒され、宇遲能和紀郎子と大雀命の皇位譲り合いの果てに宇遲能和紀郎子の夭折（紀では自害）によつて大雀命が皇位につく、といふ事について、「大山守命がいかに愚かで、宇遲能和紀郎子はいかに優れた皇子であったか、しかも、いかに大雀命が道を誤らず振舞つたか」（中略）この結末は、宇遲能和紀郎子顕彰の目的を十分にはたしながら、賢帝・大雀命へと全体の流れを結びつけて行く巧み

な叙述であると思はれる」と述べている。そして、「宇遲能和紀郎子顕彰の要請はおそらくこれを和珥氏に結びつけて考へるべきものであらう。(中略) 皇子がかかる母や妹と系譜中に結合してゐることや、その名とする宇遲が和珥氏の勢力地域と関係し、名ばかりでなく宇遲の地は物語の上でもこの皇子と密着してゐることなどを考へると、この皇子の顕彰の意図は、和珥氏によつて持たれ実現されたことがうかがへるのである」とし、この宇遲能和紀郎子物語を、ワニ氏の伝承であると述べ、その目的を、宇遲能和紀郎子の顕彰であるとしている(吉井巖「応神天皇の周辺」『天皇の系譜と神話』昭四二・十一／塙書房)。

このように、『古事記』における応神天皇の条は、のちの仁徳天皇、すなわち大雀命が天皇となる段階を記しており、数々の記事を通して聖帝仁徳が構築されていく課程を記述しているものであり、宇遲能和紀郎子は、顕彰を受けつつも、その登場人物のひとりとして捉えられてきている。⁽¹⁾

しかし、『古事記』における宇遲能和紀郎子は、「太子」とも、また「命」とも呼ばれず、「郎子」という呼称を用いられていながら、応神天皇に「天津日繼を知らせ」と命じられたとし、天皇崩御後、「天の下を宇遲能和紀郎子に譲りき」とされ、また、「百官」「崩」等、天皇に使用される言葉が用いられるなど、『古事記』では、宇遲能和紀郎子が天皇として即位していたという扱いをしている。『古事記』が、このような人物の存在を抱えている事の意味を見落

とす事はできないであろう。「郎子」とは何か、宇遲能和紀郎子は何故、「命」でも「王」でもなく「郎子」と呼ばれているのか、そして、『古事記』において、宇遲能和紀郎子はどのような立場に置かれ、どのような役割を求められているのか、『古事記』における古代の構築を、ウヂノワキイラツコを通して考えたい。

一 「郎子」について

まず、宇遲能和紀郎子は何故「郎子」と呼ばれているかという問題について、「郎子」の用例と意味から見ていきたい。

『古事記』中巻の応神天皇の条、后妃皇子女の記事の所で、品它真若王の三人の娘(高木之入日売命、中日売命、弟日売命)とその所生の皇子女は、后妃の名は全て「ス日賣命」、その所生の男子は「ス命」、女子は「ス郎女」の呼称が用いられている。そして、次に出てくる宮主矢河枝比売の御子ウヂノワキイラツコは、「郎子」の呼称が使用されている。ウヂノワキイラツコの表記は、「宇遲能和紀郎子」で、八箇所に用いられている。それに対して、『古事記』の応神天皇の条において、後に仁徳天皇となる大雀命や、大雀命の母の姉(共に皇族)を母を持つ大山守命は、「ミコト」と呼ばれている。さらに大雀命は、応神天皇条の中で「太子」と呼ばれている部分が三箇所ある。

このように、宇遲能和紀郎子と、大雀命や大山守命とでは、その呼称に違いが見られる。しかし宇遲能和紀郎子は、『古事記』にお

いて、応神天皇から「天津日繼を知らせ」と命じられたとしている。

この、『古事記』の記述における次の天皇の扱い方については、

吉井巖氏が、「古事記は一貫して、次の天皇となるべきものを天皇

として扱わず、『命』の称で統一している。過去の天皇記の系譜で

は、まだ天皇の資格を得てないのだから、天皇の称を用いない古

事記はより正確を期した記述であつて、日本書紀の記述形式よりも

より整正であると言えるであろう」とし、「古事記の最大の主題は

皇位継承の次第を語ることにあり、その基盤は各天皇の皇妃皇子女

記述にある。だが皇子女の列举の部分では、古事記はまだ天皇とな

るべき方の姿をあきらかにしようとはしていない。古事記は、この

皇子女の列举につづき『某命治天下也』の記事を記述して、どの皇

子女が天皇となられたかを明示する。この形式の表現は、省略形や

変化形を含めて三十二例中二十九例あり、これを古事記の皇位継承

の次第を示す基本形式とすることができる」と述べている（作品

としての古事記中・下巻の構造」「萬葉」百三十八号／平三・三）。

『古事記』において、次期天皇となる者は全て、「命」の称で統一

しているという事で、この事は、応神天皇の条における大雀命、す

なわち仁徳天皇についても言える事であるが、宇治若郎子は、「天

津日繼を知らせ」という命令にも関わらず、「太子」とも「命」と

も呼ばれてはいない。

それでは、宇遲能和紀郎子が「郎子」と呼ばれる意味について見

ていきたい。

まず、この、「郎子」という呼称は、『古事記』の全登場人物中に
おいても、宇遲能和紀郎子を含めて四名に用いられているのみであ
る。『古事記』における「郎子」は、宇遲能和紀郎子の他に、次の
例がある。

応神天皇条

又、此の品陀天皇の御子、若野毛ニ侯王、其の母の弟、百師木
伊呂弁、亦の名は弟日売真若比売命を娶りて、生みし子は、大
郎子、亦の名は、意富々杼王。次に、忍坂之大中比売命。（後
略）

仁徳天皇条

又、上に云へる日向の諸県君牛諸が女、髪長比売を娶りて、生
みし御子は、波多毘能大郎子、亦の名は、大日下王。次に、波
多毘能大郎女、亦の名は、長目比売命、亦の名は、若日下部王。
繼体天皇条

天皇、三尾君等が祖、名は若比売を娶りて、生みし御子は、大
郎子。次に、出雲郎女。

これらの例のうち、応神天皇条の「大郎子」と仁徳天皇条の「波
多毘能大郎子」は、すぐ後に「亦名」として、それぞれ「意富々
杼王」「大日下王」と記されている。また、この三名については、
若野毛ニ侯王の御子「大郎子」（亦名・意富々杼王）と、繼体天皇
の御子「大郎子」は、それぞれこの后妃御子の記事に名が出てくる
のみであり、さらに、仁徳天皇の御子「波多毘能大郎子」も、亦名

として出てくる「大日下王」の名前のみで、以後の記事に登場している。

この、「郎子」について、本居宣長は、「郎子は、伊良都古と訓べき」と、郎女に對へて知べし、（中略）、郎子と申す御名の例は、仁徳天皇の御子に、波多毘能大郎子、繼體天皇の御子に、大郎子などあり」と述べている。他に、若野毛二俣王の御子大郎子について、「各義ことなることなし、郎子てふ稱上にあり、繼體天皇の御子に同御名あり」、仁徳天皇の御子波多毘能大郎子については、「此御名地名か詳ならず、郎子と云稱の事は上に云り、大郎子と申す御名も、明宮段末に見ゆ」、繼體天皇御子大郎子については、「大郎子、高祖父の御名に同じ、大とは御長子に坐よしなり、御妹に大郎女と申すも坐り、さて郎子郎女とは、親しみて申す稱なれば、御長子を如此申せるには、同御名あるべきことなり」と述べ、郎子郎女が「親しみて申す稱」であると述べている（『古事記傳』本居宣長全集卷三・昭十二・十二／吉川弘文館）。「郎子」については、早くに神田秀夫氏が、「『郎子』は『坊ちやま』の意に近く、双葉よりかんばしき神童といつたやうな讚称を以て敬称に代へたものであらう。なぜなら、元来、『郎』は『尚書郎』『侍郎』『郎中』といつたやうな古代の官名から出た語だからである。それは、母を表はす『娘』が女性の理想であつたがためにやがて女性一般の敬称となつたごとく、男子の目標が朝廷の役人たることにあつたがために、『官』（晋代に多い）とか『郎』（唐代に多い）とかいふ男子一般の敬称が生じたものと

思はれる。かかる『郎子』は古事記にも有る。その最も適切にして古き例は、宇遲能和紀郎子（日本書紀『菟道稚郎子』）であらう。この人物などは明らかに神童といはれ坊ちやまと言はれてよい伝説の中にあり、……」と述べ（『古事記の構造』昭三四・五／明治書院）、「郎子」とは「神童」や「坊ちやま」の意味であると結論づけている。また、さきに述べた西郷信綱氏も、「応神の系譜について指摘しておきたいのは、ここに某の郎女という名が頻出し十三人にも及んでいる点である。ヒコ・ヒメと呼ぶ一方イラツコ・イラツメといふ。両者の間にはどんな差があるか、前者が尊称とすれば後者は親称に近く、したがつてやや人間臭いのは確かなようである。万葉などでも大伴坂上郎女をはじめ多くの女人がイラツメと呼ばれているにたいし——女郎、娘子の表記もふくむ——、ヒメは磐姫とか松浦左用嬪面とかに限られている。こう考えると応神の系譜からイラツメが急増するのは——初出は景行の系譜である——、系譜の作製または伝承上の一つの変化がここにあるといえなくもないが、その方向だけに持つていくのは危いと思う。この系譜でイラツメが急に多くなったのは、ウヂノワキイラツコの話が主題になつていてのがきつかけではなかろうか。げんに以下、下巻でイラツメがもっぱら用いられてゐるわけでもない」と解説し（『古事記注釈』平元・九／平凡社）、また都倉義孝氏も、「前二者と比べると、ワキイラツコは名そのものも抽象性が強い。『郎子』なる用字そのものに、皇位繼承上何らかの意味があつたとは考えられないし、ひいては『イラツコ』にも特

別な身分的制約があつたとも簡単に言い切れそうもない。（中略）また、『イラツコ』は、命の称号より下位、王よりも上位を表わすともいわれる。そうであれば、オホヤマモリもオホサザキも命の称号を持つが、それは系譜上姉妹である母の出自が王族であるゆえと思われる。それに比べて、ワキイラツコの母は臣下の出自であれば、彼らより一ランク下位となるのもいわれがあろう。下位のワキイラツコが上位の二人をさし置いて、皇位繼承者に指名されるところは、前述のように父の愛着を表していると考へることもできよう」と述べている（『古事記・古代王権の語りの仕組み』平成六・八／有精堂）。

このように、宇遲能和紀郎子の「郎子」が、親称として、親しみ・愛称を指す言葉だとする説が、これまで多く解かれている。

その一方、次田潤氏は、「宇遲」は山城の宇治郷で、宇治川を隔てゝ宇治郡と久世郡とに跨つてゐる。此の地に此の皇子の住まれた菟道離宮があつた。ワキイラツコはワカの力が次に来るイの母音に同化せられてキとなつたのである。『郎子』は郎女に對する語である」と述べ（『古事記新考』昭三一・七／明治書院）、また、さきに挙げた西郷信綱氏も、「紀は菟道稚郎子、山城國の宇治にかかる名。この人、仁徳紀には菟道宮にいたとある。ワキは若に同じ、次に八田若郎女と見える。イラツコはイラツメに対する語で、仁徳の子に波多毘能大郎子、繼体の子に大郎子などがある」とし（『古事記注釈』平元・九／平凡社）、「郎子」は「郎女」の対の言葉であると述べている。⁽²⁾

このように、これまでの研究では、「郎子」の意味については考察されているものの、宇遲能和紀郎子が「郎子」と呼ばれる意味は、明確にされているとは言い難い。矢内啓一郎氏は、宇遲能和紀郎子の「郎子」について、「『記』中に登場するウヂノワキイラツコは計八例全てにおいて、『宇遲能和紀郎子』と記されており、「王」とも「命」とも記されていない。これはかなり異様である」とし、『古事記』における「郎子」の例を挙げながら、「吉井巖氏の指摘の通り、『記』中巻では、後に即位する人物は「命」の敬称を用い、その他の一世王には「命」もしくは「王」が使われている。唯一、アマツヒツギを託された人物としては特異な表記といわざるを得ない」と述べ、その呼称の特異性を指摘しているが（「宇遲能和紀郎子の位置」『古代研究』三五号／平十四・一）、『古事記』における「郎子」の意味も含めて、未だその問題は明確にされていない。

先に述べた、これまでの研究で明らかにされてきたように、『古事記』においては、皇族の男子の呼称は、「命」または「王」が基本である。そして、天皇の即位記事に續く后妃皇子女の記事では、「郎子」の他は、敏達天皇の皇子「忍坂日子人太子」を除く全ての皇子が、「命」または「王」と記載されている。その中で、「郎子」は、先に挙げたように、四名の例があるが、いずれも天皇の子や孫といった、皇族の男子に用いられている呼称である。

他に「郎子」が用いられている上代の例として、『万葉集』や

『風土記』の「郎子」がある。『万葉集』では、卷第五の「大伴佐堤比古郎子」、卷第九の挽歌の題詞にある「宇治若郎子」、卷第十三・三三三二番歌「門に居し郎子宇智に至るともいたくし恋ひば今帰り来む」の例があり、また、『風土記』では、『常陸國風土記』にある童子松原伝説の、那賀寒田郎子と海上安是娘子の話や、『山城國風土記』逸文の「宇治若郎子」の例がある。これらの、ウヂノワキイラツコ以外の例については、男子の敬称・愛称として用いられたり、伝承や物語の主人公に用いられたりしている例が多く、これらの「郎子」は、『古事記伝』や、神田氏、西郷氏などの述べるよう、愛称や親しみの意味で用いられていると考えられる。

しかし、『古事記』においては、「郎子」は、いずれも天皇の系譜

に繋がる人物に付された呼称である。宇遲能和紀郎子以外の「郎子」の例を見ると、天皇の后妃皇子女の記事の所に見られるのみで、そこに愛称・親しみの意味は見る事ができない。なお、天皇の皇女に対する呼称としては、「郎女」が多く用いられ（景行天皇の女に沼代郎女・沼名木郎女の二名、他、応神天皇の女十三名、仁徳天皇の女一名、履中天皇の女一名、反正天皇の女三名、允恭天皇の女四名、仁賢天皇の女五名、繼体天皇の女十二名、欽明天皇の女一名、用明天皇の女一名）、先に挙げたように、「郎子」におけるこれまでの研究でも、「郎子」は「郎女」と対になつている言葉という指摘が多く、『古事記』において、「郎女」が、多く天皇の女子に用いられている呼称である事から、「郎子」もまた、天皇の男子に用いら

れた呼称であると考えられる。

だが、さきに述べた吉井巖氏の調査によれば、『古事記』において、次の天皇の呼称は、上巻の終わりにおける後の神武天皇から、欽明天皇までの全ての天皇において、「命」の呼称が用いられている（「作品としての古事記中・下巻の構造」「萬葉」百三十八号／平三・三）。つまり、『古事記』においては、次の天皇となるべき男子は、全て「命」の呼称で統一されていたという事である。これらの事から、「郎子」と呼ばれる宇遲能和紀郎子は、『古事記』における、応神天皇より日繼の事を命じられ、天皇崩御後の、「天の下を宇遲能和紀郎子に譲りき」という記述とは裏腹に、「命」すなわち皇位継承の有資格者ではない呼称をつけられているという事になる。

なお、応神天皇の条の「大郎子」は、応神天皇の皇子若野毛二俣王の男子として『古事記』に記載されており、「郎子」は天皇の孫にも用いられる呼称であると言える。天皇の孫については、『古事記』の例を見ると、他に「王」も多用されており、この大郎子についても、亦の名は「意富々杼王」であるとしている。また、仁徳天皇条の「波多毘能大郎子」も、亦の名を「大日下王」であると記している。このように、「郎子」の後、亦の名に「王」と記載されている事から、もし「郎子」を別の呼称と置き換えるなら、「王」との置き換えが可能ではあると考えられるが、この点でも、「命」と置き換えられるとは考えにくい。

これらの事から、吉井氏の指摘するように、皇位継承者に与えら

れる呼称は「命」であり、宇遲能和紀郎子は、皇位有資格者たる呼称ではないという事が言える。

三 『古事記』における宇遲能和紀郎子

このように、『古事記』において皇位有資格者に付されている呼称は「命」であり、この事から、宇遲能和紀郎子は皇位繼承者としての呼称を持つてはいないという事になる。

しかし、それにも関わらず宇遲能和紀郎子は、「天津日繼を知らせ」と応神天皇に命じられ、「故、天皇の崩りましし後に、大雀命は、天皇の命に従ひて、天の下を宇遲能和紀郎子に譲りき」とある事によつて、「天皇」として扱われている。すなわち宇遲能和紀郎子は、このようにアンバランスさを抱えた存在として、『古事記』に登場しているという事である。この事を、どのように読み取れば良いだろうか。

この問題について、応神天皇崩御後の大山守命の反逆及び、宇遲能和紀郎子と大雀命との皇位の譲り合いの場面を見る事から検討を始めたい。問題となる部分を、『古事記』本文から引用してみる。

故、天皇の崩りましし後に、大雀命は、天皇の命に従ひて、天の下を宇遲能和紀郎子に譲りき。是に、大山守命は、天皇の命に違ひて、猶天の下を獲むと欲ひて、其の弟皇子を殺さむ情有りて、窃かに兵を設けて、攻めむとしき。爾くして、大雀命、其の兄の兵を備ふることを聞きて、即ち使者を遣して、宇遲能

和紀郎子に告げしめき。故、聞き驚きて、兵を河の辺に伏せき。亦、其の山の上に、縄垣を張り帷幕を立て、詐りて舍人を以て王と為て、露に呉床に坐せ、百官が恭敬ひ往来ふ状、既に王子の坐す所の如くして、更に其の兄王の河を渡らむ時の為に、具へ餽りき。船・櫓は、さな葛の根を春き、其の汁の滑を取りて、其の船の中の簾に塗り、踏むに仆るべく設けて、其の王子は、布の衣・褲を服て、既に賤しき人の形と為りて、櫓を執り船に立ちき。

是に、其の兄王、兵士を隠し伏せ、衣の中に鎧を服て、河の辺に到りて、船に乗らむとせし時に、其の嚴餽れる処を望みて、弟王其の呉床に坐すと以為ひて、都で櫓を執りて船に立てるを知らずして、即ち其の執櫓者を問ひて曰ひしく、「茲の山に忿怒れる大き猪有りと伝へ聞きつ。吾、其の猪を取らむと欲ふ、若し其の猪を獲むや」といひき。爾くして、執櫓者が答へて曰ひしく、「能はじ」といひき。亦、問ひて曰ひしく、「何の由ぞ」といひき。答へて曰ひしく、「時々、往々に、取らむと為れども、得ず。是を以て、能はじと白しつるぞ」といひき。河中に渡り到りし時に、其の船を傾けしめて、水の中に墮し入れき。爾くして、乃ち浮き出でて、水の隨に流れ下りき。即ち流れて、歌ひて曰はく、

　　ちはやぶる　宇治の渡に　棹取りに　速けむ人し　我が仲間に来む

是に、河の辺に伏し隠りし兵、彼廂此廂、一時共に興りて、矢刺して流しき。故、訶和羅之前に到りて沈み入りき。故、鉤を以て其の沈みし處を探れば、其の衣の中の甲に繋りて、かわらと鳴りき。故、其地を号けて訶和羅前と謂ふ。爾くして、其の骨を掛け出しし時に、弟王の歌ひて曰はく、

ちはや人 宇治の渡に 渡り瀬に 立てる 梓弓檀 い伐
らむと 心は思へど い取らむと 心は思へど 本方は
君を思ひ出 末辺は 妹を思ひ出 苛けく 其處に思ひ出
愛しけく 此處に思ひ出 い伐らずそ来る 梓弓檀

故、其の大山守命の骨は、那良山に葬りき。是の大山守命は、

土形君・幣岐君・榛原君等が祖ぞ。

是に、大雀命と宇遲能和紀郎子との二柱、各天の下を譲れる間に、海人、大贊を貢りき。爾くして、兄は、辞びて弟に貢らしめ、弟は、辞びて兄に貢らしめて、相譲れる間に、既に多たの日を経ぬ。如此相譲ること、一二時に非ず。故、海人、既に往還に疲れて泣きき。故、諺に曰はく、「海人なれや、己が物に因りて泣く」といふ。然れども、宇遲能和紀郎子は、早く崩りましき。故、大雀命、天の下を治めき。

先に述べたように、最初に、「故、天皇の崩りましし後に、大雀命は、天皇の命に従ひて、天の下を宇遲能和紀郎子に譲りき」とあり、ここで宇遲能和紀郎子は即位したと考えられる。この事について、中西進氏は、「和紀郎子は明記されるように、ここで即位した

と思われ、大山守はこれに反逆を企てたのである」とし、「和紀郎子の『死』を『古事記』が『崩』と示すのも、實際は彼が天皇であつたことを示していよう」と述べている（「応神天皇」『古事記』をよむ・3 大和の大王たち】昭六一・一／角川書店）。この事は、その後に出てくる「百官が恭敬ひ往来ふ状」「早く崩りましき」等、宇遲能和紀郎子を天皇として扱う言葉が出てくる事からも言える。特に、大山守命の反逆の場面では、「天皇」たる宇遲能和紀郎子が、「百官が恭敬ひ往来ふ状」を装うことで、大山守命に対する宇遲能和紀郎子側の偽装が意味を成すという事になる。

それに対して、前に明らかにしたように、「郎子」というのは、『古事記』において、皇位繼承の有資格者として扱われてはいない事を表している呼称である。宇遲能和紀郎子は、このようなアンバランスな存在として『古事記』に登場させているのだろうか。宇遲能和紀郎子を、何故このような形で登場させているのだろうか。

宇遲能和紀郎子は、「郎子」と呼ばれてはいるが、本文中においては天皇として扱われているという事で、まず、『古事記』において、「天皇」であったという事を示していると考へる。しかし、結局『古事記』は、宇遲能和紀郎子を天皇には数えず、天皇としての条を設けてはいない。この事は、宇遲能和紀郎子のような、天皇として扱われてはいるが皇統譜には入っていないという、このような「天皇」がありえたという事を示していると言えるのではないだろうか。これと同様の例が、『古事記』清寧天皇の条にある「忍海郎

女」（飯豊王）の例にも見られる。「故、天皇の崩りまし後に、天の下を治むべき王無し。是に、日繼知らさむ王を問ひて、市辺忍歎別王の妹、忍海郎女、亦の名は飯豊王を、葛城の忍海の高木角刺宮に坐せき」とあるが、この忍海郎女は、宇遲能和紀郎子同様、「命」等とは呼ばれず、「郎女」と呼ばれ、また『古事記』において、皇位を継承した存在として記載されているが、天皇としての条は設けられていない。

一方、大雀命は、『古事記』の応神天皇の条において「命」と呼ばれ、また「太子」と呼ばれ、のちに仁徳天皇として即位する段階が整えられている。まず、『古事記』応神天皇条の最初に、「大雀命、治天下也」と記される事で、予め、最終的に天下を治めるのは大雀命であるという情報が示されている。大雀命と宇遲能和紀郎子について、菅野雅雄氏は、「宇遲能和紀郎子がワニ氏出身の女性を母とするという一事は否めない」として、応神天皇が宇遲能和紀郎子を次代天皇と定めた事の由を、物語は懸命に語っているのであるが、今日の、吾人を納得させる根拠は乏しく、恐らく『記』編纂時の〈読者〉達も『宇遲能和紀郎子は皇位を継承しない』結末に至ることを早く行間に読み取つたことであろう」とし、その証拠に、后妃皇子女の条の末に「この中に、大雀命は、天の下治らしめしき」と記載して大雀命即位の結果を先に語り、また、「三貴子の分掌」条の文末でも、「故、大雀命は、天皇の命に違ひたまふことなかりき」と、父応神天皇の遺命を忠実に守る大雀命の姿を描いて即位を暗示し、

わることは皇位を継承する立場をより一層強固にすることであり、先帝の妃を娶ることは、皇位継承の必須の条件であつたろう」とし「ハ」の意識を踏まえてここでは大雀命の、唯一無二の皇位継承候補者としての姿を垣間見せている。すなわち、先引の宇遲能和紀郎子の早世の物語の前に位置する各記述の中に、すでに大雀命の即位が示されているのである」と述べている（「応神記 海人の涙」『古事記構造の研究』平十二・五／おうふう）。三皇子の分担においては、応神天皇に「食国政」の事を言い渡されるが、最初に「治天下也」と記され、また、髪長媛の物語や吉野の国主等の歌などによつて、大雀命が皇位継承に向かう物語が語られている。

しかし、『古事記』応神天皇の条には、それと同時に、「宇遲能和紀郎子の皇位繼承」の物語が語られていると考える。宇遲能和紀郎子については、矢内啓一郎氏が、「皇子が生まれる前段階の妻問い合わせから説き起こしているのは、『記』においては綏靖天皇が生まれた記述と並ぶ、特別の扱いである。あるいは、妻問い合わせはないながらも異常出産の経緯が記される応神天皇の出生記事も同列に並べて良いだろう。いずれにせよ、『記』中でも破格の、ずばぬけた扱いといわなければならぬ」と述べているように（「宇遲能和紀郎子の位置」、「古代研究」第三五号／平十四・一）、天皇と宮主矢河枝比売との結婚の、歌謡を伴つた長大な出生譚を持ち、応神天皇から日繼の事を命じられ、そして大雀命によつて天下を譲られ、「崩」等の言

葉が示す通り、天皇として即位したと記されている。そして、応神天皇の条において、宇遲能和紀郎子は大雀命よりも前に即位した事が述べられている。最終的には大雀命が即位したと記載されているものの、すんなりと大雀命が皇位を継承したという語られ方はされていない。

すなわち、『古事記』には、宇遲能和紀郎子と大雀命という、天皇であり得た両者が並行して描かれているという事がわかる。そして、宇遲能和紀郎子が大山守命の反逆を退けた後、『古事記』に、「是に、大雀命と宇遲能和紀郎子との二柱、各天の下を譲れる」とし、そこに「海人、大贊を貢りき。爾くして、兄は、辞びて弟に貢らしめ、弟は、辞びて兄に貢らしめて、相譲れる間に、既に多たの日を経ぬ。如此相譲ること、一二時に非ず」としている、この、大雀命も宇遲能和紀郎子も受け取らずに譲り合つたとする「大贊」というものが、その「並行」の象徴と言える。そして最後、その並行は大雀命によって解消され、宇遲能和紀郎子は崩御する事によって、最終的に皇統から排除されるという形になつてゐるのである。

『古事記』は、宇遲能和紀郎子を、「郎子」という呼称で登場させ、皇統を担えなかつた存在として最終的に皇統譜から排除すると、いう形をとつてはいるが、「あり得た天皇」として、『古事記』の中には存在させてはいるという事が考えられる。このように、『古事記』では、宇遲能和紀郎子と大雀命との、二つの並行する皇位継承の物語を合わせて読む事が求められていると考へる。すなわち、『古事記』における皇統系譜とは別の古代が、『古事記』の中に構築されているという事である。最終的には大雀命が即位したと述べている『古事記』であるが、このような宇遲能和紀郎子の存在を抱え込んで、大雀命の物語が成り立つてゐるという事を見落としてはならないではないだろうか。

宇遲能和紀郎子は、『古事記』において、皇位継承の有資格者たる呼称の「太子」とも、また「命」とも呼ばれず、「郎子」という呼称を用いて呼ばれていながら、応神天皇の条に日繼の事を命じられたと記載され、また、「天の下を宇遲能和紀郎子に譲りき」とされ、「百官」「崩」等、天皇に用いられる言葉が用いられるなど、天皇として即位していたという扱いをされている。この事は、『古事記』において、ウヂノワキイラツコが「天皇」であつたという事を表し、また、このような「天皇」があり得たという事を示しているのだと考へる。そして、大雀命の皇位継承の物語と、宇遲能和紀郎子の皇位継承の物語が並行して語られ、その天皇でありえた両者の、並行の象徴として、「大贊」が用いられていると考へる。『古事記』は、宇遲能和紀郎子を「郎子」という呼称で登場させ、皇統を担え

なかつた存在として、最終的に皇統譜から排除するという形をとつてはいるが、「あり得た天皇」として、『古事記』の中に存在させている、すなわち、『古事記』の皇統譜とは別にありえた「天皇」を表しているという事が言えるのではないだろうか。

注

(1) この他に、板橋隆司（「仁徳天皇物語の構成」國學院大學栢木短大紀要3／昭四四・一）、黒沢幸三（「大山守と宇遲能和紀郎子」同志社国文学十一号／昭五一・二）、三浦佑之（「仁徳天皇—「英雄」との別れ—」『講座日本の神話6・古代の英雄』昭五一・十二／有精堂）、中西進（「応神天皇」『古事記をよむ・3 大和の大王たち』昭六一・一／角川書店）、檣崎千城（「皇位簒奪伝承の分析—古代王権論へのアプローチとして—」『日本書紀研究』第十五冊 昭六二・六／塙書房）などの各氏が、このような見解を取つている。

(2) この「郎子」については、『岩波古語辞典』でも、「郎女」（イラツメ）の対であるとし、「①天皇または皇族を父とし、皇族に關係ある女を母とした男子の称か。系譜の上で応神天皇に關係ある男子に少數見える語」「②男子の敬称」とし、「もと、イラツメに対して作られた語らしく、イラツメに比して例が極めて少ない」としている。なお、「郎女」については、「①天皇または皇族を父とし、皇族に關係ある女を母とした女子をいう」とが多い。

記紀の景行以降、殊に応神以後にみえる語」「②女子の愛称」とし、「郎女」という表記は中国に無い。「郎子」（いらっこ）と対にして、日本語のイラの音を表わすためにイラの音の「郎」を使ったものと見られる」と解説している。

(3) 『古事記』新編日本古典文学全集の該当部分の注に、「宇遲能和紀郎子が天下を治めるべく定められていたのだから、天皇崩後、百官はこの人に奉仕することとなる」また、「『崩』は天皇専用語。天皇に準じた存在として示す」とある。

(4) この「別の古代」という事については、神野志隆光氏の「テキストのなかに成り立つ〈聖徳太子〉—八世紀における「古代」構築—」（『萬葉集研究』第二十六冊／平十六・四／塙書房）及び、「テキストにおいて成り立つ古代」（平瀬隆郎『中国の歴史02 都市国家から中華へ』平十七・四／講談社）などにおいて、詳しく述べられている。中でも、「テキストにおいて成り立つ古代」で、「『古事記』『日本書紀』の語るところは、現実の歴史には還元する」ことができない。テキストにおいて成り立つ『古代』として見るべきである。それは、八世紀における『古代』構築（もとめられた『古代』）というのがふさわしい。そして、その『古代』構築が、一元的なものなく、いわば複線的に成されたことを、テキストに即して見なければならないのである」と述べている。

（本文引用）『古事記』新編日本古典文学全集／一九